

# 憲法9条の改悪、東海第二原発の20年延長許さない！

## 総選挙の真っただ中 平和宣伝活動 始まる！



総選挙が10月10日（金）公示されるなか、平和委員会では、第1陣を切って。美和・緒川平和の会が動き始めました。選挙期間中でも、「選挙に直接関係がない宣伝活動」はいくらでもできます。選挙に関する事でも、「9条改憲に反対を明確にした人を推薦しています」。「立憲野党を応援しよう」「選挙に行こう」などの表現なら、選挙期間中に宣伝カーで街頭宣伝をしたり、同内容のチラシを撒いても問題ないというのが、県選管の説明です。

本来は、選挙期間中だからこそ自由な表現行動ができるのが当然です。しかし日本の選挙法は世界から見ても、大幅制限を認めています。このこと自体も是正を要する問題です。

今までに計画ができたのは、県北（堀江代表理事・海老沢次長取りまとめ）県南I（水野代表理事取りまとめ）・県南II（岡

本常任理事取りまとめ）、鹿行（風間常任委理事取りまとめ）です。県央・県西（伊達代表理事取りまとめ）はこれから計画を策定します。

### 堀江さん（美和・緒川）のはなし

県北ブロックは、10月11日（水）、美和・緒川から開始します。総選挙真っ最中ですが、会員は勿論、多くの人の協力もあり、車と参加者の確保ができました。宣伝カーには運転手を含め3名が車に乗り込みます。宣伝カーを流しながら宣伝します。途中で「辻立ち」説法も入れる予定です。チラシは出来次第送って下さい。」

12日（木）は、御前山で行いますが、3人のうち1人は今回会員になってくれた人です。昨年も一緒に宣伝に回ってくれた人ですが、うれしいことに、今年はその方が会員になってくれました。

○選挙期間中、議員が、宣伝カーで議会報告等ができるのか？⇒議員などが「個人で」議会報告などの宣伝行動を行うのはOK! ⇒選挙に触ることはNO!（選挙に触れてなだめ）組織的にやることはNO!

○選挙期間中に、政党が「選挙に関係ないことでの宣伝」をできるのか？⇒以前はできました。現在は法律が変わり、できなくなっています。

### 《市民連合の「7つの提案」とは？》

- ① 憲法違反の安保法制を上書きする形で、安倍政権がさらに進めようとしている憲法改正とりわけ第9条改正への反対
- ② 特定秘密保護法、安保法制、共謀罪法など安倍政権が行った立憲主義に反する諸法律への白紙撤回
- ③ 福島第一原発事故の検証のないままの原発再稼働を認めず、新しい日本のエネルギー政策の確立と地域社会再生により、原発ゼロ実現を目指すこと。
- ④ 森友学園・加計学園および南スーダン日報掩蔽の疑惑を徹底究明し、透明性が高く公正な行政を確立すること。
- ⑤ この国のすべての子ども、若者が健やかに育ち、学び、働くことを可能にするための保育、教育、雇用に関する政策を飛躍的に拡充すること。
- ⑥ 雇用の不安定化と過密労働を促す「働き方改革」に反対し、8時間働けば暮らせる働くルールを実現し、生活を底上げする経済、社会保障政策を確立すること。
- ⑦ L G B Tに対する差別解消施策をはじめ、女性に対する雇用差別や賃金格差を撤廃し、選択的夫婦別姓や議員男女同数化を実現すること。

2017年9月26日  
安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合

### 「選挙期間中、大衆団体・市民団体が「宣伝カーによる宣伝」、チラシ撒き等の活動はできるの？」という疑問？！



#### （1）政党または政治団体以外の団体は、選挙期間中でも要求運動はOK!

- ※「選挙に直接触れない形」で行う宣伝カーやチラシ配布は、問題ない。
- ※「選挙に直接触れる」とは、「〇〇候補をお願い」とか「△△政党に投票しよう」など。
- ・市民運動の宣伝は、選挙期間中であっても「選挙に直接触れなければ」原則自由。
- ・平和委員会は市民団体である。政治団体ではない。運動は「市民運動」である。
- ・市民団体は「選挙に直接触れ」なければ、宣伝カーを使った宣伝活動も自由にできる。
- ・表現の自由は、民主主義を維持・発展するための重要な権利です。憲法にも保障されています。活用しましょう。

#### （2）政党または政治団体の政治活動は規制される。

##### （公選法201条の5）

- ・政党または政治団体は選挙法の枠でやりなさいという事。政

党・政治団体を規制する。

#### （3）「安保法制反対」「消費税を上げるな」等の要求運動、ビラまきなどはOK!

- ・「政治活動」でなく「要求運動」としてやることなのでOK!
- ・「憲法9条の改悪反対」などの宣伝はOK! 平和委員会の日頃の取り組みからすれば、むしろ総選挙期間中だからこそ積極的に宣伝すべきです。
- ・「選挙に行こう」などの呼びかけはOK!

#### （4）「安倍政権打倒」等の表現は？

- ・「選管の判断」という面はある。（灰色？）が、演説などで言う分には問題ない。抗議には、「法的根拠を確認する」または「止める」など、臨機応変に対応する。

#### （5）「選挙」も「宣伝」も、両方取り組むのは大変だの声もあるが？

- ・それぞれ個人によって立ち位置が違ので、分担なども考えて話し合いましょう。

### 平和新聞

2017年10月15日（日）

2151号（毎月5,15,25日発行）

1950年12月16日第三種郵便物許可 発行 日本平和委員会  
1部140円 月額400円 〒105-0014 東京都港区芝1-4-9平和会館  
(郵送月額120円) 電話03(3451)6377 FAX03(3451)6277

### 平和かわら版

平和新聞茨城版 No.790  
2017.10.15  
発行：茨城県平和委員会 〒310-0912 水戸市見川5-127-281  
Tel/Fax 029-251-2806 E-mail ibahei@amber.plala.or.jp

# 茨城市民連合 総選挙へ GO !

市民と3野党（立憲民主・共産・社民）の共同で！



茨城市民連合は、昨年4月に結成されて以来、3つの基本（安保法制の廃止・立憲主義と個人の尊厳を回復する政治・改憲の阻止）をもとに立憲野党と市民の共闘を進めています。

昨年の参院選、今年8月には茨城県知事選に取り組みました。現在衆議院選挙区の1区、3区、6区、7区に地域市民連合が結成されています。

総選挙が10月10日公示、10月22日投開票が決まりました。そんな中で茨城県の民進党候補者は「安保法制賛成・改憲推進」を標榜している「希望の党」に合流しました。

県市民連合は役員会を開催。「希望の党」が民進党の議員に出した「協定書」等も精査しました。結論として、「希望の党に与（くみ）しない」ことを確認しました。

「共産党だけの同意では・・・」の声を乗り越え、茨城も全国規模で連携を！

県市民連合は、共産党、社民党、新社会党に野党共闘を呼びかけました。現在、同意の返事をよこしたのは共産党だけでした。

役員会では「野党が共産党1党だけなら、市民連合は共産党だとされる」「そうなると今後の市民連合の発展に水をさす」などの意見も出されました。

一方で8月の県知事選の取り組みの中で、共産党の方々が真摯で積極的、ぶれない取り組みを目の当たりにした経験や全国レベルの野党共闘の情勢も語られました。

そして、「県市民連合は全国と連帯して立憲野党と市民の共闘を進めることを追求する」「茨城の野党と市民の共闘を呼び掛けたが、同意を得られたのは共産党だけだった」。「この事実は茨城県の様々な情勢の結果」であり、「全国で立憲野党と市民の連帯がすすんでなか、茨城が『共産党だけだ』という声を乗り越えなければ、立憲主義と民主主義を守ることはできない」という結論に達しました。

そして

① 早急に、立憲3野党と政談演説会を開催します。そこで茨城県市民連合の立ち位置を、メディアを通じて県民に分かるようにしていきます

② 公職選挙法を押さえながら、独自チラシを作成します。目的の3点とともに、核禁止条約も入れる方向で対処します。

③ 小選挙区の共産党の候補者については、市民連合の7つの政

策に同意するかどうか、7つの小選挙区ごとの候補者に、文書で提示してサインをしていただくという形を取ります。その上で、市民連合の代表や市民連合の事務局員という名称で応援します。

④ 市民連合としての総選挙に対する声明文を近日中に作成し、記者会見をします。無理な場合は報道機関のポストに投げ込みをします。

⑤ 県内の5つの政治団体が、市民連合の提起している7つの提案に同意してくれるかどうかを確認して、同意いただける場合には、作成する独自チラシに記載します。

6区には共産党、新社会党、全部があり、7つの提案に同意しています。又県内にはまだありませんが、立憲民主党も市民連合の7つの提案に同意しているので、茨城県でも同様に扱います。

## 安倍首相の疑惑隠し解散に抗議し、総選挙で平和の審判を下そう

2017年9月28日 日本平和委員会

一、安倍首相は、9月28日、臨時国会冒頭に衆議院を解散するという暴挙に出た。これは、憲法第53条に基づき野党4党が要求してきた安倍首相の国政私物化疑惑=「森友・加計学園」問題の解明のための臨時国会開会に3か月も背を向けた挙句、臨時国会を開会したとたんに所信表明演説も各党の代表質問も一切行わず衆議院を解散するというもので、憲法違反、議会制民主主義のじゅうりんの、戦後かつてないファッショ的手法である。それは、野党による「森友・加計学園」疑惑追及封じをねらった卑劣極まる暴挙であり、国民の批判に追いつめられた結果である。

このような民主主義と憲法を蹂躪する強権的な政治姿勢は、国民の圧倒的多数の反対の声を無視した、憲法違反の集団的自衛権行使に道を開く「戦争法」（安保法制）や国民監視社会に道を開く「共謀罪」の強行、政府・防衛省ぐるみの南スーザン派遣自衛隊部隊の「日報」隠蔽問題などに示される、安倍政権の一貫した政治姿勢である。

この安倍政権の強権的政治姿勢に、今度の総選挙で明確な審判を下さなければならない。

一、この総選挙で安倍首相がもくろんでいるのは、北朝鮮の核・ミサイル開発に対する対話拒否・軍事的圧力一辺倒の危険な路線、これをテコにした「戦争法」の実施強行、日米軍事同盟と基地強化・軍拡推進、9条改憲路線をすすめる新たな政治的基盤の確保である。安倍政権与党が今度の選挙で過半数を確保した暁には、政権の補完勢力も巻き込みながら、この路線を強力に推進しようとしているのである。

しかし、この路線は極めて危険である。安倍首相の「最大限の圧力を」のなかには、トランプ米政権の軍事的選択肢（先制攻撃）も含まれている。そして、トランプ大統領の「場合によつては北朝鮮を完全に破壊する」との国連演説に対し、北朝鮮の金正恩北朝鮮労働党委員長が「史上最高の超強硬対応措置を断行す

る」との声明を発表するなど、双方の軍事挑発の言動が過激化し、エスカレートしている。安倍首相はこうしたトランプ大統領の対応を無条件に支持するとともに、日本の軍事基地を拠点として米軍が軍事威嚇行動をエスカレートさせ、これに自衛隊が日米共同訓練、米艦船防護などの形で参加する政策を進めている。このなかで、北朝鮮と米国が予期せぬ軍事衝突を起こす危険が高まり、「戦争法」にもとづいて日本が参戦する危険が生まれている。このような道は断じて進めてはならない。ましてや、自衛隊の際限ない海外での武力行使容認に道を開く、9条改憲は断じて許してはならない。

いま求められているのは、北朝鮮に対し国連安理会決議に基づく経済制裁を行うとともに、軍事挑発の悪循環を断ち切り、対話の回路をつくりだし平和的解決への道を開くことである。また、唯一の被爆国として日本が核兵器禁止条約に加入し、北朝鮮とアメリカにも加入を働きかけ、核兵器のないアジアと世界の実現の積極的イニシアティブを發揮することである。そして、日本をアメリカの戦争に参戦させる「戦争法」を廃止し、9条改憲を阻止することである。根本的には、日本をアメリカの戦争の拠点にする米軍基地と日米軍事同盟強化に反対し、米軍基地も軍事同盟もない日本、憲法9条が生かされる日本へと転換することである。

総選挙直前に小池都知事を代表とする「希望の党」なる新党が結成されたが、この党は憲法違反の「戦争法」を容認し、9条改悪を含む憲法改定を明確に掲げており、まさに安倍政権の補完勢力というべきである。

私たちは、今度の総選挙で、平和と憲法を守る政策を広く国民の中で訴え、安倍政権の憲法破壊・日米軍事同盟強化の路線に反対する世論を広げるために奮闘するものである。そして、安倍政権の暴走に反対する広範な人々と共に、市民と野党の共闘を求め、必ず安倍政権の暴走をストップさせる審判を下すため、奮闘する決意を表明するものである。